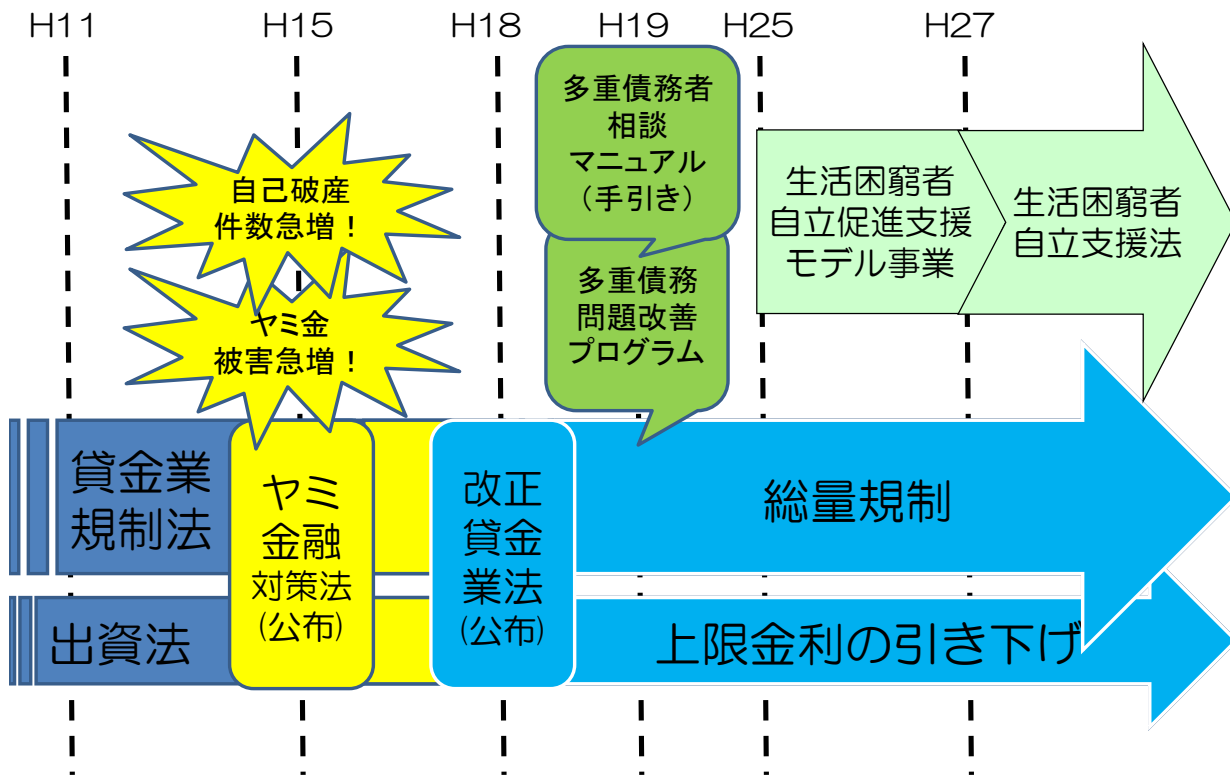


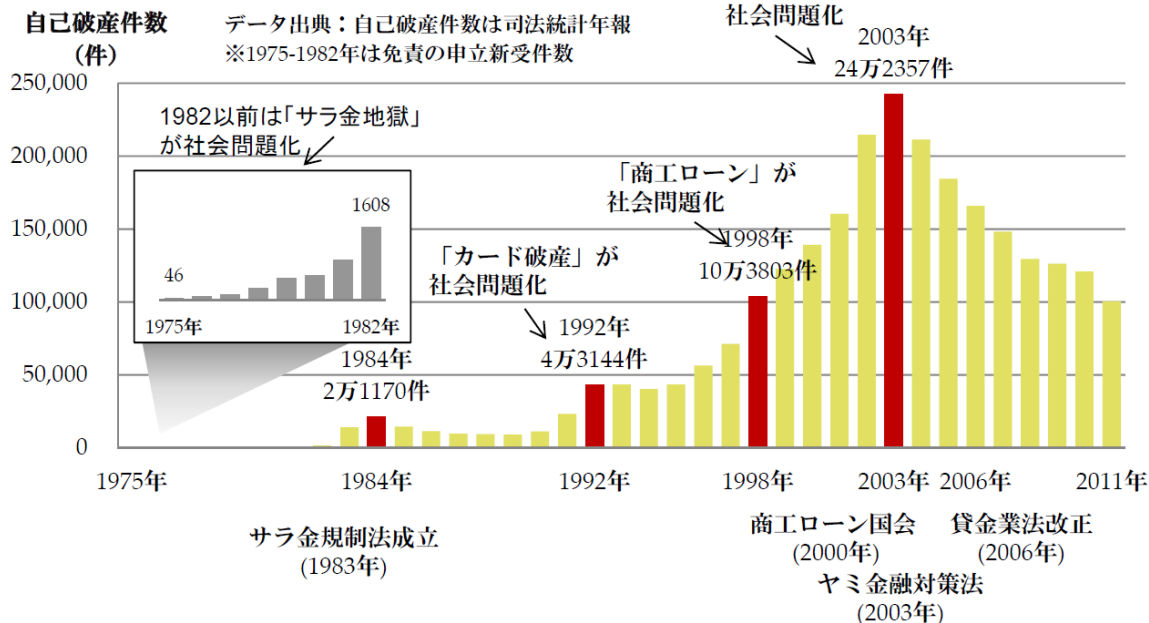
家計相談支援員 養成研修資料

多重債務編

多重債務関連の流れ



自己破産件数の推移



登録貸金業者を確認しよう（金融庁）

- 登録のある貸金業者か確認ができます

登録貸金業者情報検索入力ページ

入力欄に検索したい言葉を入力して検索開始ボタンを押してください。一部の項目でも検索は可能です。

[ご利用上の注意](#)はこちら

- <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

※貸金業協会からもリンクしてます

項目	入力欄	
登録番号	第 <input type="text"/> 号	説明
所在地	第一候補: (未選択) <input type="text"/>	説明
	第二候補: (未選択) <input type="text"/>	
	第三候補: (未選択) <input type="text"/>	
商号・名称	<input type="text"/>	説明
代表者名(漢字・カタカナ) 記入例: 貸金 太郎	<input type="text"/>	説明
電話番号(半角) 記入例: 0312345678	<input type="text"/>	説明

検索開始

上記以外の項目で検索したい場合は「詳細検索へ」ボタンを押してください
※画面を変更すると上記で入力したものはクリアされます

[詳細検索へ](#)

八尾市ヤミ金被害事件（平成15年6月14日）

- 高齢者3人がヤミ金のひどい取り立てにあい、踏切に飛び込み自殺
- 「借金は自己責任！」「民事不介入」と言っていた警察が動く
- 平成15年7月25日ヤミ金融対策法が成立、翌年1月から施行

**現場の事実を知ること
世の中の意識が変わり法律が変わる**

ヤミ金融対策法 (貸金業規制法及び出資法の一部改正法 H15成立)

- 1、貸金業の登録審査の強化、登録要件の厳格化等
- 2、無登録業者に対する規制強化
- 3、広告・勧誘行為に関する規制の強化
- 4、取立行為等に対する規制の強化
- 5、貸金業務取扱主任者制度の創設
- 6、罰則の大幅な引上げ
- 7、高金利を定めた貸付契約の無効

最高裁判所判決
(平成20年6月10日)
著しい高利
(**年利数百%~数千**)
元金の返還も不要

貸金業を営む者が、年109.5%を超える利息の貸付契約をしたときは、当該貸付契約は無効となります。この場合、利息は一切支払う必要はありません。

ヤミ金対策 警察編

- 警察はヤミ金業者に対し・・・

- ① **携帯電話契約者確認要求**
(携帯電話不正利用防止法による利用停止)
- ② **金融機関の口座凍結**
- ③ **電話警告**

振り込め詐欺救済法

振り込め詐欺救済法に基づく公告等システム



2014年7月31日 (木)

振り込め詐欺救済法に基づく公告

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的としています。このホームページは、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく公告のためのものです。

日付	内容
2014年07月25日	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)等を掲載しました。
2014年07月16日	14年度第8回 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告等を掲載しました。
2014年07月16日	14年度第8回 支払手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月16日	14年度第8回 債権消滅手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月09日	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)等を掲載しました。
2014年07月01日	14年度第7回 債権消滅手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月01日	14年度第7回 支払手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月01日	14年度第7回 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告等を掲載しました。

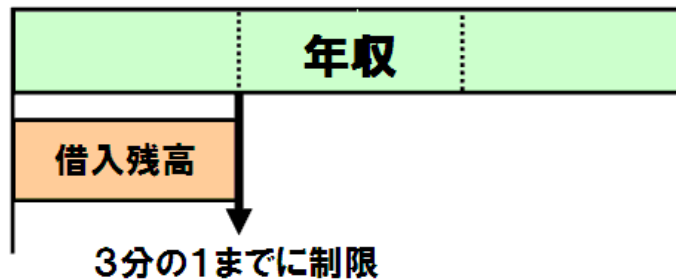
改正貸金業法① (平成18年公布、平成22年完全施行)

- 上限金利の引き下げ、総量規制など (後述)
- 平成19年4月多重債務改善プログラム
 - 全国自治体に丁寧で親切な相談窓口設置
 - 全国都道府県に多重債務連絡協議会が設置

借金は自己責任 ⇒ 救済すべき相談

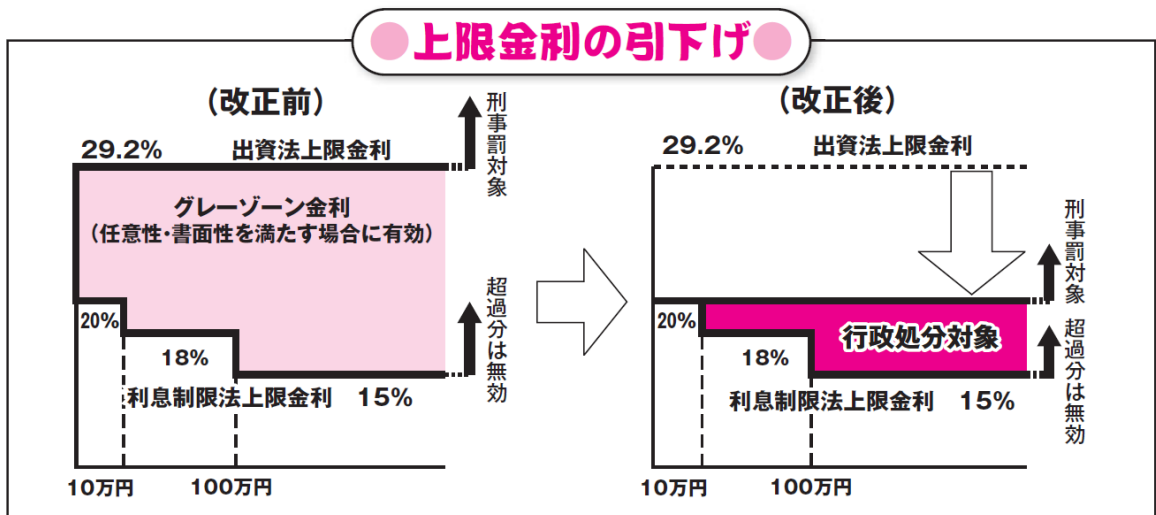
改正貸金業法②：総量規制

- 借り過ぎ・貸し過ぎの防止
- 借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れができなくなる
- 基本的に「年収を証明する書類」が必要



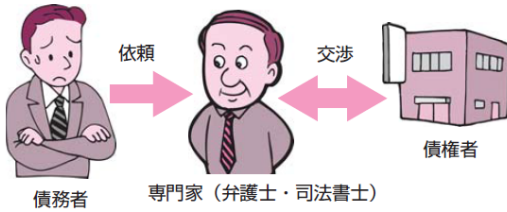
改正貸金業法③：上限金利の引き下げ

- 出資法：改正前は29.2% ⇒ **20%** (超過は刑事罰)
- 改正貸金業法：**行政処分が追加**



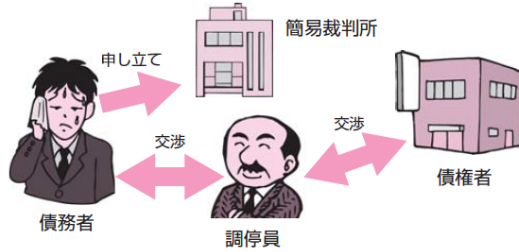
任意整理

債務者の収入や支払い能力に応じて業者と返済方法を話し合います。個人で交渉するのは難しいので、通常は弁護士や司法書士に依頼します。利息制限法に基づいて計算し直すと、借金が減額になったり、払い過ぎたお金が戻ってくる場合があります。



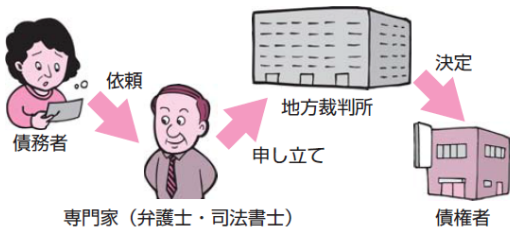
特定調停

簡易裁判所を利用した方法。調停委員が返済方法などの斡旋をしてくれます。法律家に依頼しなくても自分で申立てができるので、費用が数千円程度と安く済みます。ただ、返済計画を守らなければ、財産の差し押さえなどを受けます。



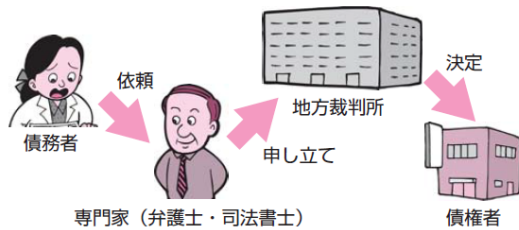
個人民事再生法

今後の安定した収入が見込める人を対象に、自己破産せずに生活を再建する方法。地方裁判所に申し立てをして、借金の一部を3~5年程度で支払うことを条件に、残りのお金を免除してもらいます。借金の大幅な減額が可能で、住宅を失わずに債務整理をすることも可能です。



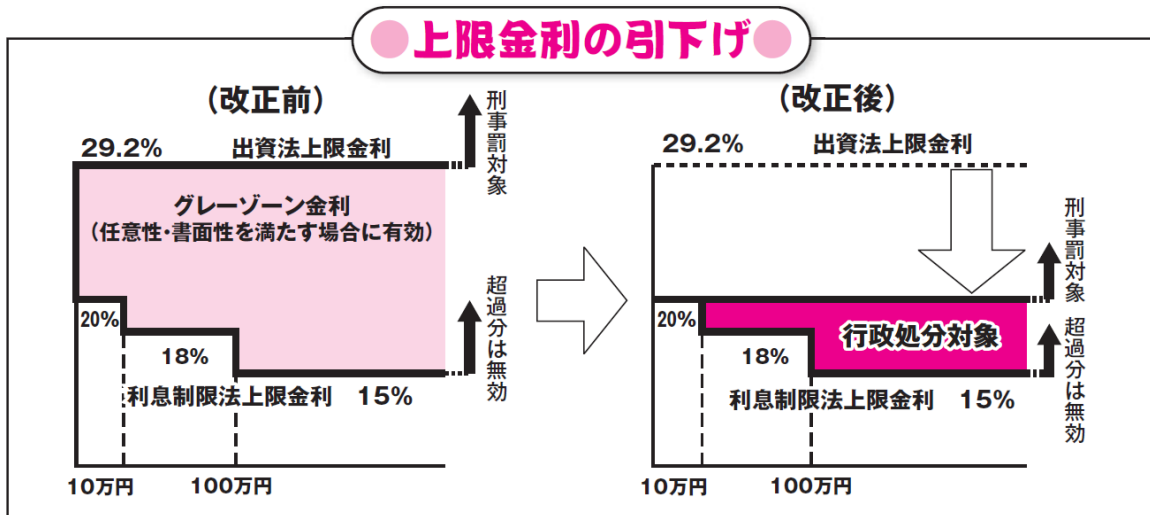
自己破産

多額の借金を抱えた人の最後の救済手段。地方裁判所に申し立てをして、資産をお金に換えて借金を返し、それでも残った分については全額免除（免責）してもらいます。借金の原因がギャンブルなどでなければ、裁判所に免責が認められ、半年程度で借金から開放されます。免責決定



①任意整理：過払い金

- 50万円借入 毎月12,000円返済

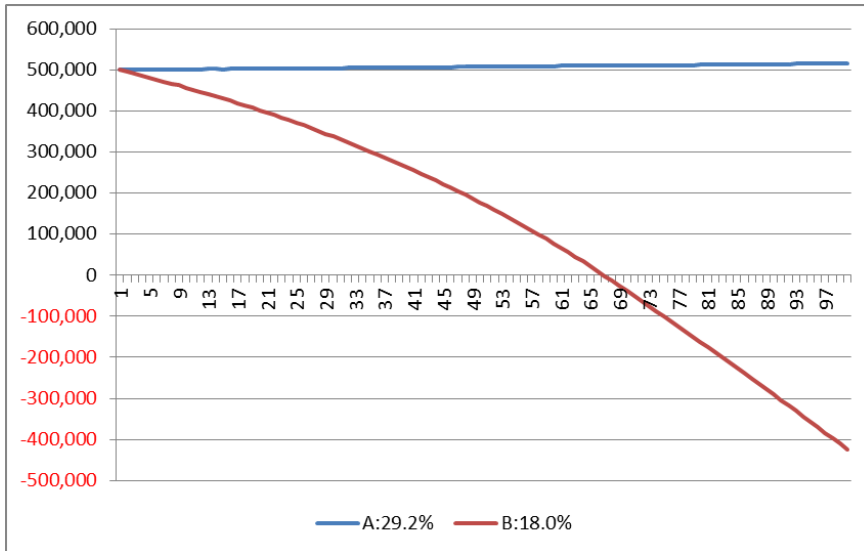


①任意整理：過払い金

- 50万円借入 毎月12,000円返済×100回

A:29.2%

B:18.0%



個人信用情報の確認

▽信用情報機関

- クレジット系
(株)シー・アイ・シー (CIC)
- 消費者金融系
(株)日本信用情報機構 (JICC)

▽信用情報の開示請求

- 窓口、インターネット、郵送など

シー・アイ・シーのご案内

信用情報開示について



シー・アイ・シーのご案内

信用情報開示 お申込みガイド



インターネットでスムーズに
お申込みいただけます。

INDEX

- インターネットによる開示お申込み 03
- 郵送による開示お申込み 07
- 当社窓口での開示お申込み 09
- 代理の方による開示お申込み 10
- 本人申告制度 11

JICとCCBの合併に伴う 開示手続等のお知らせ

平成21年8月1日(土)をもって株式会社
日本信用情報機構(JIC)と、金融機関・保証
会社・カード会社等を加盟会員とする株式
会社シーシーピー(CCB)は合併し、新しい
信用情報機関としてスタートします。

平成21年
8月3日(月)
よりサービス開始



JICの開示窓口でCCB情報も
合わせて開示を行います。

- 合併後は、現JICの開示窓口〔東京本社：千代田区〕と(大阪支店：大阪市浪速区)にて開示・本人申告コメント手続等の受付を行います。現CCBの開示窓口〔(東京：新宿区)と(大阪：大阪市中央区)〕は、閉鎖させていただきますのでご了承ください。

- 8月3日(月)以降の開示窓口

開示窓口	
東京本社	〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル1F
大阪支店	〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70 パークタワー1F

※郵送開示は、東京本社の郵送開示窓口でのみ受付を行います。

JICの開示手続(書式や本人
確認書類等)でCCB情報も
合わせて開示を行います。

- 開示等の手続(書式や本人確認書類等)はJICの手続方法にて受付いたします。合併後はJIC所定の開示申込書等による手続となります。CCBの開示書等では受付できませんので、ご了承ください。
- 個人の方が開示をされる場合は、ファイルD・ファイルM・CCB情報を一度に開示いたします。

※詳細はホームページまたは消費者向けパンフレット「JICのご案内」をご参照ください。

JIC 株式会社 日本信用情報機構
Japan Credit Information Reference Center Corp.



開示手続き等のご案内

ご自身の信用情報をご確認くださいませんか？

信用情報は、クレジットやローン等の
信用取引に関するあなたの大切な情報です。



携帯電話から
開示のお申込みが
できるようになりました



指定信用情報機関
株式会社 日本信用情報機構
Japan Credit Information Reference Center Corp.



あなたの信用情報 開示申込ガイド

お申込み方法は3通り

スマートフォン・携帯電話で **P.02**へ

郵送で **P.05**へ

窓口で **P.07**へ

指定信用情報機関
株式会社 日本信用情報機構
Japan Credit Information Reference Center Corp.

取引履歴の開示請求

- 自分の取引履歴を確認しましょう
カード会社、消費者金融、金融機関などに
電話、メール、インターネット、郵便等で請求
 - 契約番号
 - 身分証明書 など

債務残高を確認



法律家に相談する お金がない!?

- 民事法律扶助制度
 - 収入に応じて法テラスが法律家の費用を立替え

基準
A

収入等が一定額以下であること

法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

弁護士・司法書士による無料法律相談。

無料

法律相談
援助

費用
立替

代理援助

費用
立替

書類作成
援助

民事、家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士・司法書士費用(着手金・実費等)の立替え。

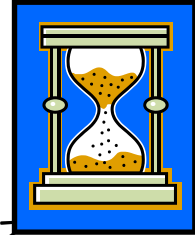
裁判所提出書類の作成等における司法書士・弁護士費用(報酬・実費等)の立替え。

※生活保護受給者等は償還免除

消滅時効について

●債権は一定期間を経過すると時効で消滅

- ・ 商事債権（商行為によるもの） 5年
クレジット・サラ金債権、家賃、NHK等
- ・ 民事債権（個人間によるもの） 10年
個人間の貸付 確定判決・裁判上和解等



●時効の援用

時効であることを主張することで成立する

●時効の中断

確定判決や債務の承認で時効がリセットされる

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">作成日 平成26年07月11日</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">登録番号 [REDACTED]</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(番号) [REDACTED]</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(住所) [REDACTED]</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">取扱店 [REDACTED]</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">担当者 TEL [REDACTED]</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">催 告 書</div> <p>日頃弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。 さて、貴殿への貸付金のお支払いにつきましては再三にわたる請求に対し、未だご入金がなく何ら誠意ある回答も頂いておりません。 つきましては、至急弊社にご連絡の上、下記ご請求金額以上を平成26年07月16日までにお支払い下さい。 尚、本書は平成26年07月11日現在で作成しておりますので、本書と入れ違いにご入金されている場合はご容赦願います。</p> <p>■ご請求内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ご請求金額</td> <td>金 840,889 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご請求金額の内訳</td> </tr> <tr> <td>前回不足金額分</td> <td>利息金額分</td> </tr> <tr> <td>55,675 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>損害金金額分</td> <td>元金分</td> </tr> <tr> <td>593,645 円</td> <td>191,569 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">平成26年07月16日時点での内訳です。 実際のご入金日により異なります。</td> </tr> </table> <p>※ご完済される時点の合計金額がご不明の場合は、取扱店にお問合せ下さい。</p> <p>■ご融資の契約内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お客様名</td> <td>欄</td> <td>最終貸付年月日</td> <td>最終貸付時残高</td> <td>約定利息年利率</td> <td>借入金年利率</td> </tr> <tr> <td>会員契約番号</td> <td></td> <td>平成13年03月22日</td> <td>199,210 円</td> <td>18.000 %</td> <td>26.280 %</td> </tr> <tr> <td>借入額受年月日</td> <td>借入額受金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成**年**月**日</td> <td>***** 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■本書作成時点での残存債務の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>約定返済日</td> <td>残存債務の内訳</td> <td colspan="3">残存債務の内訳</td> </tr> <tr> <td>平成13年09月03日</td> <td>840,199 円</td> <td>前回不足金額</td> <td>利息金額</td> <td>損害金金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>55,675 円</td> <td>0 円</td> <td>592,955 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>191,569 円</td> </tr> </table> <p>■ご返済口座</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>銀行名</td> <td>支店名</td> <td>口座種別</td> <td>口座番号</td> <td>口座名義</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通預金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>提携ATM利用停止日：平成25年3月16日(土)より停止致しました。 【お客様相談センター】TEL [REDACTED] 受付時間 9:00～18:00(平日のみ)</p> <p style="text-align: center;">— ご不明な点等がありましたら、遠慮なく担当者にお申し出下さい。 —</p>	ご請求金額	金 840,889 円	ご請求金額の内訳		前回不足金額分	利息金額分	55,675 円	0 円	損害金金額分	元金分	593,645 円	191,569 円	平成26年07月16日時点での内訳です。 実際のご入金日により異なります。		お客様名	欄	最終貸付年月日	最終貸付時残高	約定利息年利率	借入金年利率	会員契約番号		平成13年03月22日	199,210 円	18.000 %	26.280 %	借入額受年月日	借入額受金額					平成**年**月**日	***** 円					約定返済日	残存債務の内訳	残存債務の内訳			平成13年09月03日	840,199 円	前回不足金額	利息金額	損害金金額			55,675 円	0 円	592,955 円					191,569 円	銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義			普通預金			<div style="text-align: center; margin-top: 20px;">時効援用通知書</div> <p>貴社が請求・督促されている下記内容の債権については、最終返済日から5年を経過しており、すでに消滅時効となっております。 私は、本通知書により、上記時効を援用することを通知します。</p> <p>① 最終貸付年月日 平成13年5月22日 ② 約定返済日 平成13年9月3日 ③ 会員契約番号 ***** ④ 請求金額 840,889円</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">平成26年 月 日</p> <p>通知人</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名) 印</p> <p>被通知人</p> <p>(住所)</p> <p>(会社名) 様</p> <p>(取扱店) 様</p>
ご請求金額	金 840,889 円																																																																				
ご請求金額の内訳																																																																					
前回不足金額分	利息金額分																																																																				
55,675 円	0 円																																																																				
損害金金額分	元金分																																																																				
593,645 円	191,569 円																																																																				
平成26年07月16日時点での内訳です。 実際のご入金日により異なります。																																																																					
お客様名	欄	最終貸付年月日	最終貸付時残高	約定利息年利率	借入金年利率																																																																
会員契約番号		平成13年03月22日	199,210 円	18.000 %	26.280 %																																																																
借入額受年月日	借入額受金額																																																																				
平成**年**月**日	***** 円																																																																				
約定返済日	残存債務の内訳	残存債務の内訳																																																																			
平成13年09月03日	840,199 円	前回不足金額	利息金額	損害金金額																																																																	
		55,675 円	0 円	592,955 円																																																																	
				191,569 円																																																																	
銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義																																																																	
		普通預金																																																																			

時効の中断とは

「中断」とは、それまでに継続していた時効期間の計算が文字どおり中断されること。その後、中断が終了した場合は、リセットし最初から時効期間が計算される。

1. 請求
2. 差押え、仮差押えまたは仮処分
3. 承認

請求とは

1. 裁判上の請求
2. 支払督促
3. 和解または調停への出頭またはその成立
4. 破産手続、再生手続、更生手続への参加
5. 催告

差押え、仮差押え又は仮処分とは

1. 差押え 将来の強制執行のための債権の保全
2. 仮差押え 将来の金銭債権の強制執行に備えた一部の財産権に対する権利の保全
3. 仮処分 金銭債権以外の権利の保全

承認とは

時効の対象となっている権利義務が存在すること自体を表示すること

1. 債務承諾書(支払約束書)
2. 一部弁済
3. 支払猶予の申入れ
4. その他

* 裁判外の請求(一般的には内容証明郵便による請求)については、時効の完成を6か月遅らせる効果しかない。よって貸金請求等については、最終弁済日から時効の5年とプラス6か月の期間経過後に時効援用するのがポイント。

民法に基づき権利が消滅する時効

項目	起算日	根拠条文	年限
飲食・宿泊代金	飲食・宿泊が終了した時	民法 第 174 条	1年
弁護士・公証人の 債権	事件終了の時	民法 第 172 条	2年
売買代金	売買をした時	民法 第 173 条 1	2年
電気料金の債権	各月末	民法 第 173 条 1	2年
財産分与請求権	離婚の時	民法 第 768 条 2	2年
自賠責保険金の被 害者請求権	事故が発生した時	自賠法 第 19 条	2年
塾の授業料	授業料の納期	民法 第 173 条 3	2年
医師・請負人の債 権	治療・工事が終了した時	民法 第 170 条	3年
一般貸金債権	弁済期日	民法 第 167 条	10年
契約解除権	債務不履行の時	民法 第 167 条	10年
確定判決に基づく 債権	判決確定時	民法 第 174 条 2	10年
利息制限法超過分 の返還請求権	支払った時	民法 第 167 条	10年
PL法に基づく請求 権	製造業者等が当該製品を引き渡した時	PL法 第 5 条後 段	10年
損害賠償請求権 債務不履行	損害賠償請求をすることができる時(原則として債務不履行の時)	民法 第 724 条	10年
損害賠償請求権 不法行為	被害者が損害及び加害者を知った時		3年
	不法行為の時		20年
抵当権	被担保債権の弁済期日	民法 第 167 条 2	20年
地役権	不継続地役権＝最後の行使の時 継続地役権＝行使を妨げる事実が発生した時	民法 第 167 条 2 (民法第 291 条)	20年

商法に基づき権利が消滅する時効

項目	起算日	根拠条文	年限
荷受人に対する債権	荷受人が運送品を受け取った日	商法 第 567 条	1年
運送取扱人の責任	荷受人が運送品を受け取った日	商法 第 566 条 1	1年
倉庫営業者の責任	出庫の日	商法 第 626 条 1	1年
損害・生命保険金請求	保険事故が発生した時	商法 第 663 条 商法 第 682 条	2年
金融機関の貸金債権	弁済期日	商法 第 522 条	5年
商事債務不履行に基づく損害賠償請求権	損害賠償請求することができる時 (原則として債務不履行の時)	商法 第 522 条	5年
商行為の解除権	債務不履行の時	商法 第 522 条	5年
リース料債権	原則として各弁済期日	商法 第 522 条	5年
白地手形・小切手の補充権	行使することができる時	商法 第 522 条	5年
会社の取締役に対する損害賠償請求権	損害が発生した時	民法 第 167 条	10年
社債償還請求権	償還期限到来の日	商法 第 316 条 1	10年
社債管理会社に対する支払請求権	社債管理会社から通知を受けた日	商法 第 316 条 2	10年
預貯金の払戻請求権	払戻請求ができる時	商法 第 522 条	10年

作成日 平成26年07月11日

登録番号

(商号)
(住所)

取扱店

担当者
TEL



催告書

日頃弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
 さて、貴殿への貸付金のお支払いにつきましては再三にわたる請求に対し、未だご入金がなく
 何ら誠意ある回答も頂いておりません。
 つきましては、至急弊社にご連絡の上、下記ご請求金額以上を平成26年07月16日までにお
 支払い下さい。
 尚、本書は平成26年07月11日現在で作成しておりますので、本書と入れ違いにご入金され
 ている場合はご容赦願います。

■ご請求内容

ご請求金額	金 840,889 円			
ご請求金額の内訳				
前回不足金額分	利息金額分	損害金金額分	元金分	平成26年07月16日時点での内訳です。 実際のご入金日により異なります。
55,675 円	0 円	593,645 円	191,569 円	

※ご完済される時点の合計金額がご不明の場合は、取扱店にお問合せ下さい。

■ご融資の契約内容

お客様名	様				
会員契約番号	最終貸付年月日	最終貸付時残高	約定利息年利率	損害金年利率	
	平成13年05月22日	199,210 円	18.000 %	26.280 %	
債権譲受年月日	債権譲受金額				
平成**年**月**日	***** 円				

■本書作成時点での残存債務の額

約定返済日	残存債務の額	残存債務の内訳			
		前回不足金額	利息金額	損害金金額	残元金
平成13年09月03日	840,199 円	55,675 円	0 円	592,955 円	191,569 円

■ご返済口座

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義
	支店	普通預金		

提携ATM利用停止日：平成25年3月16日(土)より停止致しました。

【お客様相談センター】TEL
受付時間 9:00~18:00(平日のみ)

時効援用通知書

貴社が請求・督促されている下記内容の債権については、最終弁済日から5年を経過しており、すでに消滅時効となっています。

私は、本通知書により、上記時効を援用することを通知します。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 最終貸付年月日 | 平成13年5月22日 |
| ② 約定返済日 | 平成13年9月3日 |
| ③ 会員契約番号 | ***** |
| ④ 請求金額 | 840,889円 |

平成26年 月 日

通知人

(住所)

(氏名)

印

被通知人

(住所)

(会社名)

(取扱店)

様

様

野洲市生活困窮者支援事業相談申込書

※ID		受付日	平成 年 月 日	受付者	
-----	--	-----	----------	-----	--

■基本情報（書ける範囲でご記入ください。）

ふりがな			性別	□男性 □女性 □()	
氏名			生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 (歳)	
住所	〒 -				
電話	自宅	() -	携帯	() -	
家族	同居者	□有(自分を含んで____人) □無	別居の家族	□有() □無	
	婚姻	□未婚 □既婚 □離別 □死別 □その他()	子ども	□無 □有(____人 →扶養 □有 □無)	
健康状態	□良い □良くない/通院している □良くないが通院していない (通院先:_____) (服薬・既往歴等:_____)				
住居	□持家 □借家 □野宿 □賃貸アパート・マンション □会社の寮・借り上げ住宅 □その他(_____) ※ローン・家賃:_____万円/月				
収入状況	世帯収入()円	貯金	貯金()円	本人収入()円	所持金()円
借金	□カード(万円) □消費者金融(万円) □銀行(万円) □知人(万円)				
滞納状況	□電気 □水道 □ガス □家賃 □電話 ※食事:朝・昼・夜 □住民税(市・県民税) □固定資産税 □国民健康保険税 □国民年金 □()				
年金	□受給中(年金 円/2 箇月 年金 円/2 箇月) □未加入 □不明 □加入中(□厚生・共済年金 □全額納付 □一部納付(3/4・半額・1/4) □全額減免 □納付猶予 □滞納)				
健康保険	□社会保険 □国民健康保険(普通・短期・資格) □未加入 □不明 ※国民健康保険の場合(□全額納付 □減免() □分納 □滞納)				
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名			ご本人 との関係	□家族(本人との続柄:)
	電話	() -			□その他()

■ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。

病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他()		

■同意欄

野洲市長 様

私は、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報収集し、保有し、及び利用すること並びに外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所等）に提供することに同意します。

平成____年____月____日 本人署名_____ 印

■ご相談したいことや解決したいことなど

■支援メニュー

申込メニュー		利用希望	備考
1	自立相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	住居確保給付金事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	家計相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	学習支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	その他の事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※スタッフ記入欄

※当初 相談経路	<input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(来所) <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(電話・メール) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(来所) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(電話・メール) <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた <input type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)
※チェック 項目	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他(_____)
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度・専門機関: _____) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

債 務 相 談

平成 年 月 日 : ~

<太枠内を記入して下さい>			
住 所	〒		
フリガナ 氏 名		生年月日	
職 業		年 齢	
T E L		携 帯	
勤務先名			
勤務先住所			
勤務先電話			
紹介先等	<input type="checkbox"/> 滋賀県司法書士会 <input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 消費生活センター <input type="checkbox"/> タウンページ <input type="checkbox"/> 駅看板 <input type="checkbox"/> 事務所看板等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
収 入	月収 (手取り) 万円	ボーナス (手取り) 万円	
同居親族	配偶者 (有・無) 収入 万円 借金 万円 子供 (有 人・無) 収入 万円 借金 万円 親 (父・母) 収入 万円 借金 万円 兄弟その他 ()		
自 宅	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族の持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 住宅ローン (月 万円) 家賃 (月 万円)		
借入先	<input type="checkbox"/> 住宅ローン <input type="checkbox"/> サラ金 <input type="checkbox"/> 信販会社 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> 親戚 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
借金の原因 (当てはまる ものすべてに レ印をして下 さい。)	<input type="checkbox"/> 生活費 (低所得) <input type="checkbox"/> 病気 (医療費) <input type="checkbox"/> 失業・転職 <input type="checkbox"/> 給料の減少 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input type="checkbox"/> 負債の返済 <input type="checkbox"/> 保証債務 <input type="checkbox"/> 名義貸し <input type="checkbox"/> 生活用品等の購入 <input type="checkbox"/> 教育資金 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 投資 <input type="checkbox"/> 浪費・遊興費 <input type="checkbox"/> その他 ()		

<自宅へ郵便物送付>			
<input type="checkbox"/> 送付可 送付不可			
<当事務所より状況のお知らせ>			
<input type="checkbox"/> 携帯電話へご連絡			
<input type="checkbox"/> ご自宅へ郵送によるご連絡			
<input type="checkbox"/> その他の方法 ()			
※最初はご依頼を受けてから1～2カ月後のご連絡となります。			
<受任通知発送日>			
	年	月	日 社
追加受任	年	月	日 社
<処理状況> <input type="checkbox"/> 任意整理 <input type="checkbox"/> 要 法的手続検討 <input type="checkbox"/> 再生・破産			
<手続き費用・報酬について>			

給与振込口座

銀行 毎月 日

債権者（支店）	残 高	取引期間	保証人有・無

- 直近の多額借入
- 保証人になったことはあるか
- 親兄弟・友人・会社からの借入はあるか

<資産関係>

- 自動車
- 保険
- 不動産
- 退職金
- 相続財産

下記書類を受領した。

平成 年 月 日

氏名

印

氏名 _____

1. 最終学歴 昭・平 年 月 _____ 中学・高校・専門学校・短大・大学（卒業・中退）

2. 職歴 （現在の職業） 無職 自営 勤め アルバイト

会社名 _____

就職した時期（営業を始めた時期） _____ 年 _____ 月

地位・仕事の内容 _____

月収（手取り） _____ 円

ボーナス 有 無 最近受取ったボーナスの額 _____ 円

退職金 有 無 見込額 _____ 円

（過去7年間の職業）

年 月～ 年 月 自営 勤め アルバイト

会社名 _____ 仕事の内容 _____ 月収 _____

年 月～ 年 月 自営 勤め アルバイト

会社名 _____ 仕事の内容 _____ 月収 _____

年 月～ 年 月 自営 勤め アルバイト

会社名 _____ 仕事の内容 _____ 月収 _____

年 月～ 年 月 自営 勤め アルバイト

会社名 _____ 仕事の内容 _____ 月収 _____

年 月～ 年 月 自営 勤め アルバイト

会社名 _____ 仕事の内容 _____ 月収 _____

3. 家族関係

氏名	関係	年齢	同・別居	職業	月収	健康状態
	妻・夫		同・別		約 万 円	良・普・悪
	子		同・別		約 万 円	良・普・悪
	子		同・別		約 万 円	良・普・悪
	父		同・別		約 万 円	良・普・悪
	母		同・別		約 万 円	良・普・悪
			同・別		約 万 円	良・普・悪
			同・別		約 万 円	良・普・悪
			同・別		約 万 円	良・普・悪

結婚・離婚歴等

昭・平 年 月結婚

相手の名前 _____

昭・平 年 月離婚

4. 月々の返済すべき額 合計 _____ 円

5. ①高額な飲食店（クラブ、スナック等）や風俗店の利用 【 ある ない 】

店の種類

行っていた時期 年 月頃～ 年 月頃
 行った回数 平均すると1ヶ月に 回くらい
 使った金額 平均すると1ヶ月に 円くらい

②パチンコ 競馬 競輪 麻雀 その他をしたことが 【 ある ない 】

していた時期 年 月頃～ 年 月頃
 していた回数 平均すると1ヶ月に 回くらい
 使った金額 平均すると1ヶ月に 円くらい

③株式 マンション 先物取引 その他をしたことが 【 ある ない 】

していた時期 年 月頃～ 年 月頃
 使った金額 合計で 円くらい（損をした金額 円）

④過去3年間に20万円以上の物を購入したことがある（旅行も含む） 【 ある ない 】

品名 価格 円 購入時期 年 月頃
 今どこにあるか
 品名 価格 円 購入時期 年 月頃
 今どこにあるか

⑤過去2年間に処分した財産 【 ある ない 】

不動産の売却、自動車の売却、保険（預金）の解約、ボーナスの受領、敷金の受領等も記入
 処分などした物 売却金額 円 処分時期 年 月頃
 何に使ったか 処分した相手方

処分などした物 売却金額 円 処分時期 年 月頃
 何に使ったか 処分した相手方

⑦申立時に20万円以上価値があるもの（貴金属・美術品・パソコン・着物等）

品名 購入価格 円 購入時期 年 月頃
 時価 円
 品名 購入価格 円 購入時期 年 月頃
 時価 円

⑧離婚に伴い分与したもの 【 ある ない 】

ある場合 相手の氏名
 時期 年 月頃 金額 円

⑨相続したものがある 【 ある ない 】

亡くなった人 関係 亡くなった時期 年 月頃
 年 月頃

相続したものがある場合、 相続したもの・価格を記入

家計収支表

(単位：円)

	申立前2か月分→	年 月分	年 月分
収 入	前月からの繰越		
	給 与 (申立人分)		
	給 与 (配偶者分)		
	給 与 () 分)		
	自営収入 (申立人分)		
	自営収入 () 分)		
	年 金 (申立人分)		
	年 金 () 分)		
	雇用保険 () 分)		
	生活保護 () 分)		
	児童 (扶養) 手当		
	援 助 () から)		
	借入れ ())		
	その他 ())		
	その他 ())		
合 計			
支 出	住居費 (家賃, 地代)		
	駐車場代 (車名義))		
	食 費		
	嗜好品代		
	外食費		
	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話料金 (携帯電話代含む)		
	日用品代		
	新聞代		
	国民健康保険料 (国民年金)		
	保険料 (任意加入)		
	ガソリン代 (車名義))		
	交通費		
	医療費		
	被服費		
	教育費 ())		
	交際費 ())		
	娯楽費 ())		
	債務返済実額 (申立人分)		
	債務返済実額 (同居者分)		
	その他 ())		
翌月への繰越			
合 計			

家計収支表

(単位：円)

申立前2か月分→		15年 4月分	15年 5月分
収 入	前月からの繰越	50,000	48,500
	給 与 (申立人分)	250,000	250,000
	給 与 (配偶者分)	30,000	30,000
	給 与 (○○○○ 分)	15,000	15,000
	自営収入 (申立人分)		
	自営収入 (分)		
	年 金 (申立人分)		
	年 金 (配偶者分)		
	年 金 (分)		
	雇用保険 (分)		
	生活保護 (分)		
	児童 (扶養) 手当		
	援 助 (から)		
	その他 ()		
	その他 ()		
合 計	345,000	343,500	
支 出	住居費 (家賃, 地代)	60,000	60,000
	駐車場代 (車名義 ○○○○)	10,000	10,000
	食 費	100,000	100,000
	嗜好品代		
	外食費	20,000	20,000
	電気代	20,000	20,000
	ガス代	15,000	15,000
	水道代	8,000	8,000
	電話料金 (携帯電話代含む)	10,000	10,000
	新聞代	3,500	3,500
	国民健康保険料 (国民年金)		
	保険料 (任意加入)	15,000	15,000
	ガソリン代 (車名義 ○○○○)	5,000	5,000
	交通費		
	医療費		
	被服費		
	教育費 (高校授業料)	30,000	30,000
	交際費 ()		
	娯楽費 ()		
	債務返済実額 (申立人分)		
	債務返済実額 (同居者分)		
その他 ()			
その他 ()			
翌月への繰越	48,500	47,000	
合 計	345,000	343,500	

注 意 事 項

- ① 今後は毎月、家計簿を当事務所に提出して下さい。
毎日の支出はご本人様でノート等に記載し管理して下さい。
- ② 家計の支出は、無駄遣いを絶対にしないで下さい。
無駄使いの内容としては、携帯電話料金の高額利用（1万円以上）娯楽費（パチンコ、競馬等のギャンブル、旅行等）交際費（友人との食事、会社の飲み会、多額の香典やお祝い金）などです。
- ③ 個人（友人、知人、家族）からの借入及び返済は絶対にしないで下さい。
- ④ 資産及び借金について当事務所に隠したり、うそをついたりしないで下さい。
- ⑤ 当事務所から連絡や通知が届いた場合は2日以内に折り返しの連絡を必ずして下さい。

※以上のことが守れなかった場合は、当事務所としては信頼関係を失い、業務遂行ができないと判断し、辞任させていただきます。

※ 通帳の普通預金がマイナスになっていたり、銀行のカードローンで借り入れをしていた場合は、今後、口座が使えなくなる可能性があります。ますので、ご注意下さい。

※ ご夫婦で受任している手続きについては、受任中に離婚された場合、当事務所として業務継続が困難となりますので辞任させていただきます。

上記、了承しました。

平成 年 月 日

氏 名

印

申立にあたっての注意事項

1. 破産申立ては支払いができない状態なのかを判断するため、財産状況及び債務の全てについて詳しく資料を添付しなければなりませんので、当事務所が依頼した資料は全て準備して下さい。
2. 裁判所に申立後は破産状態であることが宣告され、その後、残債務を支払わなくてもよいという免責許可の決定を受ける手続きに入りますが、事情によっては免責の許可が受けられない場合があります。免責不許可事由にあたるものを以下に記載します。

また記載したような免責不許可にあたる事情があっても裁判所の裁量で免責を受けられる場合があります。その場合でも債務総額の5%を債権者へ配当しなければならないことがあります。ただし、その事情を隠したり嘘をついた場合は免責不許可となりますので、そのような事のないようにして下さい。

 - ①破産財団に属する財産を隠匿、毀棄または債権者に不利益に処分したとき
 - ②破産財団の負担を虚偽に増加させたとき
 - ③商業帳簿作成義務があるのに作成しなかったり、不正確または不正の記載をしたり、あるいは帳簿を隠匿したり毀棄したりしたとき
 - ④浪費または賭博などの射倖行為で著しく財産を減少させたり、または過大な債務を負担したとき
 - ⑤破産宣告を遅らせる目的で著しく不利益な条件で債務を負担したり、信用取引（借金等）で商品を買入れ著しく不利な条件でこれを処分したとき
 - ⑥破産原因があるのに、ある債権者に特別に利益を与える目的で担保を提供したり、弁済期前に弁済するなどしたとき
 - ⑦破産宣告前1年以内に、破産原因の事実があるのにそれがないことを信じさせるため詐術を使って信用取引により財産を得たとき
 - ⑧虚偽の債権者名簿を裁判所に提出し、または裁判所に対し財産状態につき虚偽の陳述をしたとき
 - ⑨破産者が免責申立て前7年以内に免責を得たことがあるとき
 - ⑩破産法に定める破産者の義務に違反したとき
 - ⑪免責の審理期日に正当な事由がないのに欠席したり、出席をしても陳述を拒んだとき
3. 債務や財産及び事情について虚偽の申告または隠匿していた場合は辞任させていただきます。

〇〇司法書士事務所

様 破 産 / 再 生 申 立 必 要 書 類

平成 年 月 日

準備書類	確認欄	必 要 書 類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給与明細 (月分より毎月)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	☆同居人に収入がある場合は同居人の収入資料(給与明細・源泉徴収票等)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	預金通帳(申立人名義の物は全部)※過去1年以上記載
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	☆申立人名義ではなくても電気・ガス・水道・電話の料金が引落されている通帳 コピーの場合は過去1年以上の記載がされたもの表紙を含む全ページをA4判で ※通帳が無い場合は銀行等で取引履歴を請求
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電気・ガス・水道・電話の支払い資料(振込み用紙、領収書)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計の状況(月分より毎月)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	再生積立
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(家族全員の記載があるもの) ※個人再生のみ 期限3カ月以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票謄本(家族全員の記載があるもの)※本籍地等省略しないで請求 期限3カ月以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票, 課税証明書(2年間分)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公的扶助受給証明書(生活保護、児童手当、年金等)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	退職金支払証明書(退職金がある場合)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸契約書(居住用)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産登記簿謄本(申立人、親族所有の家屋に住んでいる場合)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居住証明書(申立人名義以外の家屋、賃貸住宅等に住んでいる場合)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	債務に関する資料(契約書・請求書・領収書 振込み用紙 等)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	裁判に関する資料(支払い督促・差押・仮差押・判決)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自営の場合(確定申告書・決算報告書)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険証書(生命保険・火災保険・学資保険・等)コピー可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	☆契約者が申立人以外でも家計から保険料を支出している保険証書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険解約返戻金証明書(見込み額)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有価証券(株券・ゴルフ会員権・転換社債等)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産登記簿謄本
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産固定資産評価証明
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産の査定書 または 価格の分かる資料
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産売買契約書(過去2年以内に処分した場合)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車検証 または 登録事項証明書 コピー可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	☆申立人以外の名義でも家計からガソリン代を支出している場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車任意保険証書 コピー可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車の時価査定書(時価の分かる書類)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	反省文
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	質問用紙
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続したものがある場合は遺産分割協議書等、相続の資料
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	過去2年以内に処分したものの資料(契約書、領収書、用途を示す資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税金、公共料金を滞納してる場合は請求書または督促状

カシキン Q&A

- 「貸金業法」とは、消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律。
- 貸金業法については、多重債務問題の解決を図ること等を目的として、平成18年に改正法が成立。
- 上記改正は、段階的に施行されており、**平成22年6月18日**に、完全施行を実施。

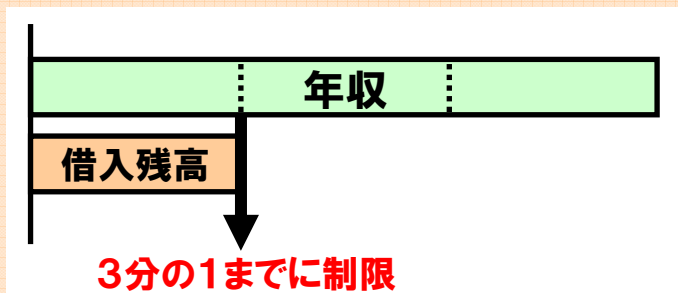
改正のポイント①

過剰貸付けの抑制

- 過剰な貸付けを抑制するために、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「**総量規制**」を導入

総量規制とは

- － 貸金業者からの借入残高が**年収の3分の1**を超えている者については、**新規の貸付けを禁止**
(ただし、直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではありません)



(ポイント①)

- 総量規制は、貸金業者からの、**個人の借入れ**に適用される。

- 貸金業者とは、例えば、消費者金融、クレジットカード会社を指す
- 銀行のカードローンなど、貸金業者以外からの借入れは対象外
- クレジットカードによる商品購入(ショッピング枠)は貸金業法の対象外
- 法人名義での借入れは対象外
- 個人事業者が事業資金等の借入れのため、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、上限金額に特段の制約なく、借入れが可能(さらに、借入金額が100万円以下の場合には、上記計画の提出に代えて、事業・収支・資金繰りの状況が確認できる書面の提出により、借入れが可能)

(ポイント②)

- 住宅ローン、自動車ローンについては、総量規制の対象外。

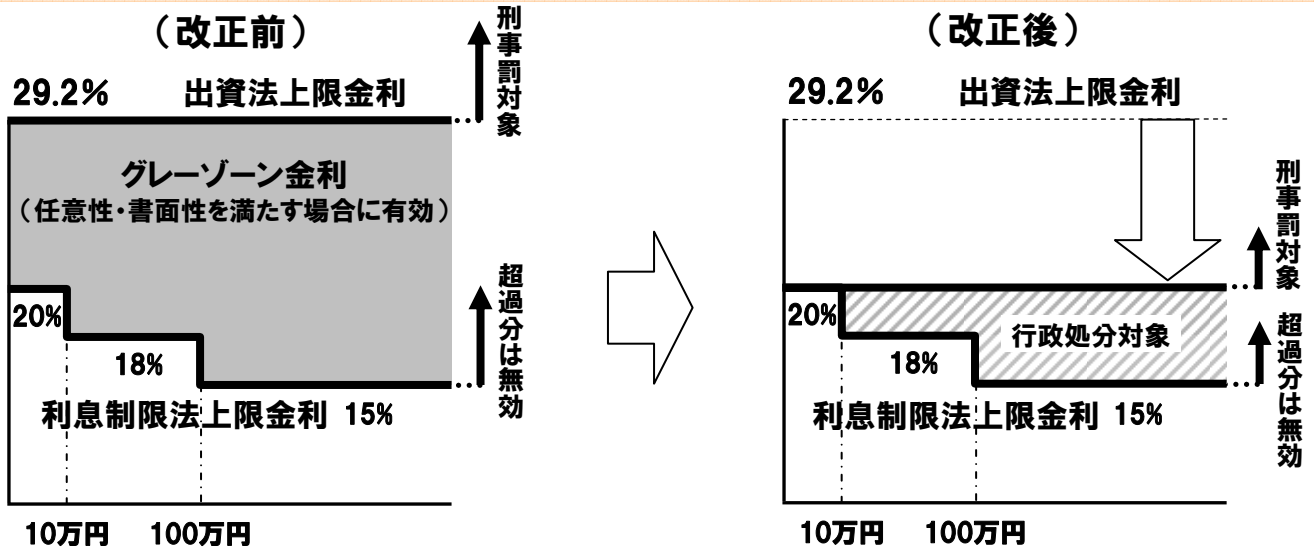
- 例えば、住宅ローンの借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新規の借入れは可能

改正のポイント②

金利体系の適正化

○今までの出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、**利息制限法の水準**(借入金額に応じて**15%~20%**)を上限金利とする。

上限金利の引下げ



カシキン Q&A 基礎編

Q & A. (基本的事項①)

Q1. 貸金業法は、いつから施行されるのですか？

A1. 貸金業法は、平成18年12月に成立しましたが、貸し手のシステム対応の準備期間が必要だったことや、利用者の皆さんへの影響にも配慮すべきと考えられたことから、これまで、段階的に施行されてきました。

平成22年6月18日に、総量規制などの重要な部分を含む、すべての規定が施行されました。

Q2. なぜこのような法律が作られることになったのですか？

A2. 近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となっていました(「多重債務問題」)。

この「多重債務問題」を解決することを目的として、従来の法律を抜本的に改正し、新しい「貸金業法」が作られることとなりました。

Q3. 貸金業法の対象となる「貸金業者」とは、どんな業者ですか？

A3. お金を貸す業務を行っており、財務局又は都道府県に登録をしている業者のことを、「貸金業者」といいます。具体的には、消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者です。

銀行や、信用金庫、信用組合、労働金庫なども、様々な融資を行っていますが、これらは「貸金業者」ではありません。

※ より正確には、次のとおり、場合に分けて考える必要があります。

① クレジットカードで現金を借りる場合(キャッシング)

クレジットカード会社は、「貸金業者」として「貸金業法」に基づき、金銭の貸付けを行います。したがって、キャッシング取引には、「貸金業法」が適用されます。

② クレジットカードで商品やサービスを購入する場合(ショッピング)

ショッピング取引については、「貸金業法」は適用されません(リボ払い、分割払い、ボーナス払いには、別途「割賦販売法」が適用されます)。

Q & A. (基本的事項②)

Q4. ヤミ金融とは何ですか？

A4. ヤミ金融は、貸金業法に基づく登録を受けずに、違法に貸金業を営む業者です。登録を受けた「貸金業者」ではありません。

ヤミ金融の中には、違法な金利での貸付けを行ったり、借り手を精神的に追い詰めるような過剰な取立てを行うものもあります。

ヤミ金融からは、絶対に借りてはいけません！！

Q5. 今後、消費者金融からお金を借りられなくなるおそれがあると聞きました。どうして急に借りられなくなるのでしょうか？

A5. 借り過ぎ、貸し過ぎを防ぐため、貸金業法が改正されました。

法律が完全に施行された平成22年6月18日以降は、貸金業者からの借入残高が、年収の3分の1を超える場合、新たな借入れはできなくなります。(基礎編Q14、15参照)

例えば...

年収300万円のサラリーマンは、貸金業者から100万円までしか借りることができません。

Q6. 貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている場合、超えている額をすぐに返済しなければならないのですか？

A6. 年収の3分の1を超える借入れがある場合でも、貸金業者から新規の借入れができないだけで、直ちに年収の3分の1までの返済が求められるわけではありません。契約どおりに返済を続けてください。

Q7. 年収の3分の1を超える借入れをすると、借り手が処罰されるのですか？

A7. いいえ。年収の3分の1を超える借入れがあるからといって、利用者の皆さんが行政処分を受けたり、刑罰を科されることはありません。

Q & A. (基本的事項③)

Q8. 複数の貸金業者から借入れがあります。1社からの借入れが、年収の3分の1を超えなければよいのですか。全ての借入れの合計が年収の3分の1を超えないことが必要ですか？

A8. 複数の貸金業者から借りている場合、全ての貸金業者からの借入れの合計が、年収の3分の1以内であることが必要です。年収の3分の1を超えている場合、新たな借入れができなくなります。

例えば...

年収300万円のサラリーマンが、消費者金融A社から80万円既に借りている場合、消費者金融B社からは、20万円(=300万円×1/3-80万円)までしか借りることができません。

Q9. 借入残高が「年収の3分の1」を超えているかどうか、貸金業者はどうやって判断するのですか？

A9. 貸金業者からの借入残高のデータは、厳格な情報管理のもと、「指定信用情報機関」に集められることとなっています。貸金業者は、指定信用情報機関を利用し、借り手の借入残高を把握します。(応用編Q5、Q6参照)

また、借り手の年収については、基本的には「年収を証明する書類」を借り手から受け取ることで、把握する仕組みとなっています。

例えば...

「年収を証明する書類」とは、例えば、「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細」など、1年間の収入が分かるような書類です。(応用編Q2参照)

Q10. 貸金業者からお金を借りる場合、誰もが「年収を証明する書類」を提出しなければならないのですか？

A10. 規制上は、個人がお金を借りる場合(リボルビング契約の借入枠を設定する場合も含む)、

①ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合

②他の貸金業者から借りている分も合わせて合計100万円を超えて借りる場合のどちらかに当てはまれば、「年収を証明する書類」の提出が必要となります。それ以外の借入れであれば、自己申告に基づき年収を確認することとなります。

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて①)

Q11. 貸金業者から事業資金を借り入れており、その残高は年収の3分の1を超えています。これ以上借りられなくなるのですか？

A11. 法人向けの貸付けは総量規制の対象外となっています。また、個人事業者の方は、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新たな借入れを行うことができます。ただし、個々の貸金業者の判断で追加的な資料等の提出が求められることがあり得ること、最終的に貸付けを行うか否かは貸金業者の判断に委ねられること、等の点についてご留意下さい。

Q12. 個人事業者ですが、総量規制の導入後に、貸金業者からお金を借りることができますか？

A12. 個人事業者の方は、以下の2つの方法のどちらでも、貸金業者からの借入れが可能となっています。

- ①個人事業者が事業資金等の借入れのため、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、上限金額に特段の制約なく、借入れが可能です。この計画等に最低限記載すべき事項について、簡素なフォーマット(「借入計画書」)が明示されています(日本貸金業協会の自主規制規則^(注))。さらに、借入金額が100万円以下の場合には、上記計画の提出に代えて、事業・収支・資金繰りの状況が確認できる書面の提出により、借入れを行うことができます。

(注)<http://www.j-fsa.or.jp/association/regulation/business.php>

- ②上記のような計画を提出しなくても、個人事業者の事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)の金額(過去の事業所得の状況に照らして、貸金業者が安定的と認めるものに限る)を年収として、例えば、教育資金、レジャー等の資金としても、当該年収の3分の1まで借入れを行うことができます。なお、その際には別途、事業所得に関する証明書(確定申告書等)が必要となる場合があります。(基礎編Q10参照)

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて②)

Q13. 住宅ローンや自動車ローンの借入れがあるので、借入残高が年収の3分の1を超えてしまいます。これ以上借りられなくなるのですか？

A13. 住宅ローンや自動車ローンは、総量規制の「適用除外」となっています。したがって、住宅ローンや自動車ローンがあるため、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、総量規制には抵触しません。

Q14. 銀行(信用金庫、信用組合、労働金庫)からの借入れも合わせると、借入残高が年収の3分の1を超えてしまいます。これ以上借りられなくなるのですか。また、銀行のカードローンは総量規制の対象となるのですか？

A14. 総量規制は、貸金業者からの借入れを対象としており、銀行の貸付けは貸金業法の規制(総量規制)の対象外です。したがって、銀行等からの借入れを合わせた結果、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、ただちに総量規制には抵触しません。

また、銀行のカードローンも、一般の銀行等の借入れ同様、総量規制の対象とはなりません。

Q15. 現在、貸金業者から年収の3分の1を超える借入れがありますが、クレジットカードのキャッシングでお金を借りることはできますか。また、クレジットカードで買い物をすることはできますか？

A15. クレジットカードを使用した借入れ(キャッシング)については、総量規制の対象となりますので、年収の3分の1を超える借入れがある場合、新たな借入れはできません。

一方、クレジットカードを使った商品購入(ショッピング)は、貸金業法の規制の対象外ですので、年収の3分の1を超える借入れがある場合でも、クレジットカードで買い物をすることは可能です。

Q16. 保証人がいれば年収の3分の1を超えていても借りられますか？

A16. 保証人がいても、貸金業者からは年収の3分の1を超える借入れはできません。

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて③)

Q17. 年収の3分の1以内であれば、必ず借りることができるのですか？

A17. 貸金業者は、借り手の収入、借入れの状況等を基に審査を行い、貸付けを実行するかどうかの判断を行っています。年収の3分の1以内であれば必ず借りられるというわけではありません。

Q & A. (借りられない場合の対応)

Q18. 貸金業者から借りたいのですが、私は専業主婦/主夫で、現在、収入がないので、「年収を証明する書類」を提出することができません。どうすればよいのですか？

A18. 配偶者の同意を得て、借入れをすることができる場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などが必要となります。(応用編Q4参照)

Q19. 急に借入れができなくなり生活が苦しくなりました。どうすればよいのですか？

A19. 貸金業法上、貸金業者は、借入れ、返済に関する相談又は助言などの支援を実施することができる団体を紹介するよう努めることとなっています。また、現在の借入れを借り換えることなどにより、月々の返済負担が緩和される場合もあります。このような点について、一度、借入先の貸金業者にご相談下さい。

一方、返済の見込みが立たないのに、新たな借入れを行うことは、多重債務に陥る可能性があります。返しきれないほどの借入れがあつてお困りの場合には、お近くの財務局、都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口にご相談下さい。

また、生活が苦しい場合は、セーフティネット制度として、地域の社会福祉協議会が行っている「生活福祉資金貸付」や、市区町村の「生活保護」などの制度を利用できる場合があります。詳しくは、最寄りの市区町村までお問い合わせ下さい。

Q & A. (「年収を証明する書類」)

Q20. 複数の貸金業者から借入れがある場合、すべての貸金業者に「年収を証明する書類」を提出する必要がありますか？

A20. 規制上は、

- ①ある貸金業者から50万円を超える借入れを新たに行う場合(又は、50万円を超える借入枠のリボルビング契約を新たに結ぶ場合)
- ②他の貸金業者から借りている金額もあわせて合計100万円を超える借入れを新たに行う場合(又はリボルビング契約を新たに結ぶ場合)

のどちらかに当てはまれば、「年収を証明する書類」の提出が必要となります。

また、既にリボルビング契約を結んでいる場合でも、他の貸金業者から借りている金額もあわせて合計100万円を超えた際、複数の貸金業者に「年収を証明する書類」を提出することが必要となる場合もあります。

Q21. 現在、リボルビング契約の借入枠は設定されていますが、借入残高はありません。「年収を証明する書類」を提出しなければなりませんか？

A21. 「年収を証明する書類」を提出しない場合、個々の貸金業者の判断で、借入枠(キャッシング枠)が減額される場合があります。

Q22. リボルビング契約の場合、「年収を証明する書類」は一度提出すれば、再度提出を求められることはないのですか？

A22. 基本的には、年収を証明する書類の発行から3年間経過した場合、再度提出を求められる場合があります。また、勤務先の変更等があった場合にも、再度提出を求められることとなります。

Q & A. (上限金利)

Q23. 法律が変わり、上限金利が下がるという話を聞きましたが、どのように変わるのですか？

A23. 上限金利は、

- ① 上限を超えた金利が無効となる利息制限法(上限金利は貸付け額に応じて15～20%)
 - ② 刑事罰の対象となる上限金利を定めた出資法(上限金利(改正前:29.2%))
- の2つの法律で規制されています。

今までは、貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも、ある一定の要件を満たすと、有効となっていました。これがいわゆる「グレーゾーン金利」です。

他方、金利負担の軽減という考え方から、今回の改正により、6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されました。これにより、上限金利は利息制限法で定められた水準(貸付け額に応じて15～20%)となっています(利息制限法の上限金利を超える金利は、無効・行政処分の対象、出資法の上限金利を超える金利は、刑事罰の対象となります)。

さらに詳しい情報を知りたい方は……

○法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。
(金融庁ウェブサイト www.fsa.go.jp/)

返済に困ったときの相談窓口①

○借入れや返済のお悩みは、以下の相談窓口までご相談下さい。

【財務局の多重債務相談窓口】

- ・北海道財務局……………011-807-5145
- ・東北財務局……………022-266-5703
- ・関東財務局……………048-600-1113
- ・北陸財務局……………076-292-7951
- ・東海財務局……………052-951-1764
- ・近畿財務局……………06-6949-6875
- ・中国財務局……………082-221-9206
- ・四国財務局……………087-831-2155
- ・九州財務局……………096-351-0150
- ・福岡財務支局……………092-411-7291
- ・沖縄総合事務局……………098-866-5070

【地方自治体の消費生活相談窓口】

- ・消費者ホットライン……………0570-064-370
※身近な消費生活相談窓口をご案内します。

【法テラス】

- ・法テラスコールセンター……………0570-078374
※法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、
・無料法律相談、・弁護士、司法書士費用の立替えを行います。
利用には、収入等が一定額以下であるなどの条件を満たす必要があります。

【日本貸金業協会】

- ・相談センター……………0570-051-051

返済に困ったときの相談窓口②

○借入れや返済のお悩みは、以下の相談窓口までご相談下さい。

【日本クレジットカウンセリング協会の相談窓口】

- ・東京センター……………03-3226-0121
- ・福岡センター……………092-739-8104
- ・名古屋センター……………052-957-1211
- ・仙台センター……………022-217-4014
- ・広島センター……………082-511-8001
- ・新潟センター……………025-248-3311
- ・静岡センター……………054-275-5511

カシキン Q&A 応用編

Q&A. (基本的事項①)

Q1. 「年収」には何が含まれるのですか？

A1. 総量規制の基準となる「年収」には、定期的な収入として法令に定められている以下のものがあります。

- ①給与
- ②年金
- ③恩給
- ④定期的に受領する不動産の賃貸収入(事業として行う場合を除く。)
- ⑤年間の事業所得(過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。)

上記以外の収入(例えば、宝くじや競馬等による一時的な収入)は、貸金業法上、年収には含まれません。

Q2. 「年収を証明する書類」には、どのような書類があるのですか？

A2. 「年収を証明する書類」としては、法令上、以下の書類が定められています。

- ①源泉徴収票(直近の期間に係るもの)
- ②支払調書(直近の期間に係るもの)
- ③給与の支払明細書(直近の2カ月分以上(地方税額の記載があれば1カ月分)のもの)
- ④確定申告書(直近の期間に係るもの)
- ⑤青色申告決算書(直近の期間に係るもの)
- ⑥収支内訳書(直近の期間に係るもの)
- ⑦納税通知書(直近の期間に係るもの)
- ⑧納税証明書(直近の期間に係るもの)
- ⑨所得証明書(直近の期間に係るもの)
- ⑩年金証書
- ⑪年金通知書(直近の期間に係るもの)

※上記④から⑨の書類については、複数年分の事業所得を用いて年収を算出する場合には、その複数年分の書類が必要となります。

Q & A. (基本的事項②)

Q3. リボルビング契約の場合、総量規制はどのように適用されるのですか？

A3. クレジットカードのキャッシングなど、一定の限度額を設定し、その枠の中で借入れや返済を行う契約のことを、一般に「リボルビング契約」と言います。

貸金業者は、顧客とリボルビング契約を締結する際に、返済能力の調査を行う必要があるほか、貸付け後も、総量規制に抵触していないか、指定信用情報機関を利用した定期的な返済能力の調査を行う必要があります。また、貸金業者は、顧客の年収の3分の1を超えるリボルビング契約の枠を設定することはできません。

例えば...

年収300万円のサラリーマンで、すでに貸金業者から60万円の借入残高がある人の場合、40万円までしか新たにクレジットカードのキャッシング枠を設定することはできません。

(注)上記の場合、複数の貸金業者で40万円までのキャッシング枠を設定することは可能ですが、実際の追加借入れが、各社合計で40万円を超えると、総量規制に抵触し、原則として、それ以上の借入れを行うことができなくなります。

Q4. 専業主婦/主夫が借入れをする場合には、どのような書類の提出が必要ですか？

A4. 専業主婦/主夫は、総量規制の例外として、配偶者と合算して、(二人分の)借入れが(二人分の)年収の3分の1まで借入れを行うことができます。

ただし、そのためには、配偶者の「同意書」、配偶者との婚姻関係を示す書類(住民票又は戸籍抄本。事実上の婚姻関係の場合、住民票(続柄に、「夫(未届)」、「妻(未届)」など、未届の配偶者である旨の記載があるもの)、(一定金額以上の場合)配偶者の年収を証明する書類を提出する必要があります。

Q & A. (指定信用情報機関)

Q5. 「指定信用情報機関」とはなんですか？

A5. 総量規制の導入にあたり、貸金業者は個々の顧客の貸金業者からの総借入残高を把握することが必要となります。このため、個々の顧客の信用情報(総借入残高等)を集める機関として、指定信用情報機関制度が導入されています。

信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関は、高度な秘密保持業務等の行動規範が求められます。このことから、内閣総理大臣による指定制度を設け、業務を適切に行うことができる一定の要件を満たしている法人であることを指定の要件としています。現在、内閣総理大臣の指定を受けている指定信用情報機関は、「株式会社日本信用情報機構(JICC)」と「株式会社シー・アイ・シー」の2社となっています。

貸金業者は、個人顧客と貸付けの契約を締結する際は、指定信用情報機関の保有する顧客の信用情報の使用を義務付けられています。また、個人顧客と貸付けの契約を締結した際には、貸金業者は、当該貸付けの契約に関する信用情報(貸し付けた金額等)を顧客の同意を得た上で指定信用情報機関に提供しなければならないこととなっています。

Q6. 「指定信用情報機関」において、個人情報の保護のためにどのような措置が講じられているのですか？

A6. 信用情報については借入れの情報など、個人的な情報が含まれており、プライバシー保護の観点から、指定信用情報機関及び貸金業者において、信用情報が不正に利用されたり、外部に流出したりすることのないよう、慎重な取扱いが求められています。

今回、指定信用情報機関制度を導入するにあたっては、信用情報の流出や目的外使用を防ぐため、

- ①貸金業者による信用情報の目的外使用を禁止する
- ②指定信用情報機関の役職員等に秘密保持義務を課す
- ③信用情報の適切な取扱いを確保するため、貸金業者および指定信用情報機関に体制整備を求める

などの措置が講じられています。

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて①)

Q7. 年収の3分の1を超えても借りられる貸付けの契約には何があるのですか？

A7. 顧客の年収の3分の1を超える貸付けであっても、総量規制に馴染まない貸付け(総量規制の「適用除外」)、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付け(総量規制の「例外」)である場合には、貸金業者から借入れを行うことができます。具体的には、以下の貸付けがあげられます。

【適用除外】

- ①不動産購入のための貸付け(いわゆる住宅ローン)
- ②自動車購入時の自動車担保貸付け(いわゆる自動車ローン)
- ③高額療養費の貸付け
- ④有価証券を担保とする貸付け
- ⑤不動産(個人顧客または担保提供者の居宅等を除く。)を担保とする貸付け
- ⑥売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付け

【例外】

- ⑦顧客に一方向的に有利となる借換え
- ⑧借入残高を段階的に減少させるための借換え
- ⑨顧客または顧客の親族等の緊急に必要と認められる医療費を支払うための資金の貸付け
- ⑩社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金(10万円以下、3ヶ月以内の返済等)の貸付け
- ⑪配偶者と併せた年収3分の1以下の貸付け(配偶者の同意が必要。)
- ⑫個人事業者に対する貸付け(事業・収支・資金計画の提出により、返済能力を超えないと認められる場合には、貸付けが可能。さらに、貸付金額が100万円以下の場合には、上記計画の提出に代えて、事業・収支・資金繰りの状況が確認できる書面の提出により、貸付けが可能。)
- ⑬新たに事業を営む個人事業者に対する貸付け(要件は、上記⑫と同様。)
- ⑭預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでのつなぎ資金に係る貸付け

(注)上記①から⑥の貸付けについては、総量規制の「適用除外」として、総量規制にかかわらず借入れは可能であり、また、借入額が借入残高に算入されないため、その後の借入れには影響を与えません。

他方、⑦から⑭の貸付けについては、総量規制の「例外」であるため、総量規制にかかわらず借入れは可能ですが、借入額が借入残高に算入され、借入残高が総量規制の基準を超過した場合、その後の「適用除外」や「例外」を除く借入れはできなくなります。

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて②)

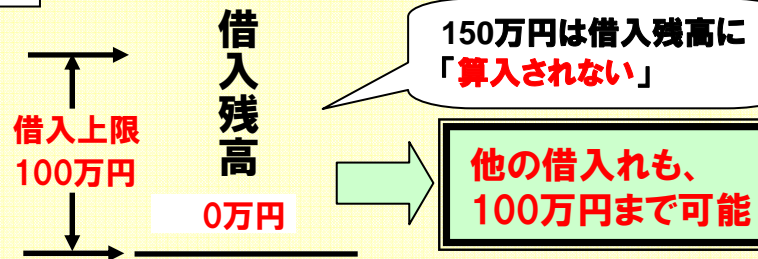
【参考：総量規制の「適用除外」と「例外」】

<適用除外>

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高にも**算入されない**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の適用除外の借入れを行った場合

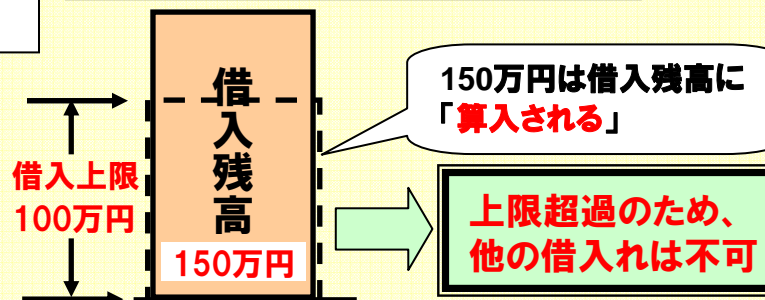


<例外>

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高には**算入される**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の例外の借入れを行った場合



Q & A. (上限金利)

Q8. 法律が変わり、上限金利が下がるという話を聞きましたが、既存の借入れについても、金利が下がるのですか？

A8. 6月18日より前に締結した既存の貸付けの契約については、金利は上がりません。

6月18日以降、新たに結んだ貸付けの契約については、利息制限法の金利(貸付け額に応じて15~20%)が上限金利となります。

家計相談支援員
養成研修資料

行政サービス編

パターン①

子育て世代の苦悩

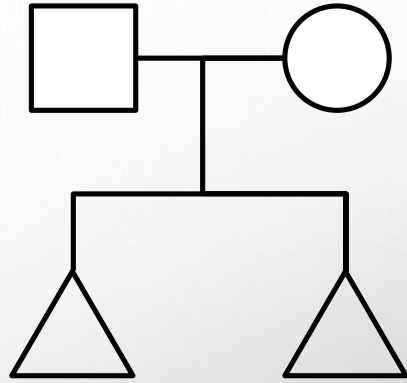
Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

事例①ケース概要

●家族構成

- ・夫（会社員）40歳
- ・妻（無職）38歳
- ・子ども 12歳 8歳



●生活形態

- ・収入 夫給料15万円 子ども手当2万円
- ・貯金 60万円 ・学資保険2人分
- ・家賃 6万円

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

事例①

- ・1年前に転職した夫の会社は給料が少ない上に残業費の支払いもない。社長とは意見が合わずよく思われていない。
- ・妻は、半年前に就職したパート先で人間関係のトラブルがあり精神不安定になり退職したが、今もふさぎ込んでいる。
- ・妻のパート収入がなくなったため生活費が足りない。
- ・貯金を取り崩して生活するが将来が不安。

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

課題の整理

- ①給料が少なく生活費が足りない
- ②妻の精神不安定
- ③家賃の支払い
- ④子どもの養育
- ⑤労働問題（サービス残業）

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

支援メニューの整理

- ①給料が少なく生活費が足りない ⇒ 転職活動
- ②妻の精神不安定 ⇒ 医療受診・自立支援医療の活用
- ③家賃の支払い ⇒ 住居確保給付金の活用
- ④子どもの養育 ⇒ 就学援助申請
- ⑤労働問題（サービス残業） ⇒
労働基準監督署・法律相談

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

住まいの確保

家賃の支払いが気になる
住居確保給付金で住まいを確保！



Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

ア、住居確保給付金一概要

- **趣旨**：離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、野洲市市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- **申請窓口**：現在の住所（住居がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する地方自治体
- **支給額**：家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額）
※家賃額及び支給額の上限：単身35,000円 2人 42,000円 3人 46,000円等
- **支給期間**：3ヶ月間（一定の条件により9ヶ月まで延長）
- **支給方法**：大家等へ代理納付

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

ア、住居確保給付金一対象者①

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含まれます。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含みます）。

※基準額：市町村民税非課税限度額 ÷ 12

※家賃額の上限：生活保護の住宅扶助（7月に改正されました！）

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額（万円）
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円
4人	17.5万円	4.9万円	22.4万円

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

ア、住居確保給付金一対象者②

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

※基準額 × 6

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84.6万円
4人	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

■ 住居確保給付金 早見表（2015.6.1から）

• 支給額＝家賃額－（世帯収入額－基準額）

（生活保護の住宅扶助基準額が上限）

（均等割非課税限度額の1/12）

世帯人数	所得限度額 (非課税)	収入限度額 (A)	基準額 (A)÷12 (切り上げ)	家賃 住宅扶助 限度額	合計	預貯金 基準額 ×6
1人	280,000	930,000	78,000 (77,500)	35,000	113,000	468,000
2人	728,000	1,378,000	115,000 (114,830)	42,000	157,000	690,000
3人	1,008,000	1,684,000 未滿	141,000 (140,300)	46,000	187,000	846,000
4人	1,288,000	2,100,000 未滿	175,000 (175,000)	49,000	224,000	1,000,000 (1,050,000)

Copyright©2015M.Utsu

ア、住居確保給付金－計算

- 世帯人員：4人世帯
- 家賃：6万円（共益費2千円 駐車場3千円 含む）
- 世帯収入：17万円
- 預貯金：60万円

◎基準額：17.5万円

◎支給額 ＝ 家賃額 － （世帯収入額－基準額）
 （生活保護の住宅扶助基準額が上限） （均等割非課税限度額の1/12）

4.9万円 － （17万円 － 17.5万円）

4.9万円支給！

ア、住居確保給付金の求職活動要件

支給期間中は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用、市民生活相談課（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

- ◎ 公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）
- ◎ 市民生活相談課（自立相談支援機関）での面接（毎月4回以上）
- ◎ 求人先への応募など（週1回以上）

※誠実かつ熱心に常用就職を目指し、求職活動を行っているが常用就職できない場合は3ヶ月ごとに最長9か月まで延長することができます。

子どもの学費

子どもの給食費などの学費
について収入に応じて
就学援助が使えます

15

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

イ、就学援助ー 1

1. 就学援助制度の概要

学校教育法では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」（同法第19条）とされています。

2. 就学援助の対象者

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

(2) 準要保護者

市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

(野洲：生活保護×1.2)

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

16

イ、就学援助ー2

3. 補助対象品目（要保護者）

- 学用品費
- 体育実技用具費
- 新入学児童生徒学用品費等
- 通学用品費
- 通学費
- 修学旅行費
- 校外活動費
- クラブ活動費
- 生徒会費
- P T A会費
- 医療費
- 学校給食費

4. 申請先

申請書を小・中学校に提出

妻の医療費

精神関係の受診は**自立支援医療**
で上限設定ができるかも？
医療費の心配よりもまず受診！

19

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

ウ、自立支援医療

- 眠れない、食べれない、やる気が出ない
⇒ “うつ” かもしれません。
- 医療費が心配で受診出来ない
⇒ **自立支援医療**
- 1割負担、上限額あり（世帯収入要件有）
⇒ **＋福祉医療費助成制度**で無料!?
(※障害者手帳があれば)

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

自立支援医療制度とは？

自立支援医療制度は、心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。制度受給者には受給者証が交付され、指定自立支援医療機関において制度が適用されます。

自立支援医療の種類

- 更生医療 …身体障害者に対する障害状態軽減のための医療
- 精神通院医療 …精神疾患に対する継続的な通院医療
- 育成医療 …児童に対する障害軽減、障害除去の医療

自立支援医療の利用者負担

- 基本は一部の定率負担です。低所得世帯の方や、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々（高額治療継続者）には、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。
- 世帯の単位は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 入院時の食事療養費等は、原則自己負担となります。

医療費の負担

(一般的な医療)

医療保険 70%	医療費自己負担分 30%
-------------	-----------------



(自立支援医療適用医療)

医療保険 70%	自立支援医療(公費) 20%	自己負担分 10%
-------------	-------------------	--------------

※場合によって月間負担に上限が設定されます。

上限額の基準

世帯の課税状況等	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≤市町村民税<23万5千 (所得割)	23万5千円≤市町村民税 (所得割)
生活保護	生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得 負担上限月額：医療保険の自己負担限度		一定所得以上 公費負担の対象外 医療保険の 負担割合・ 負担限度額
月額負担の上限額				育成医療の経過措置*	高額治療継続者(「重度かつ継続」)	
				負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
				中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 (重症)* 負担上限月額 20,000円

※12.7.3月までの経過措置です。

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

精神通院医療

概要

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

●精神通院医療の範囲

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療(通院医療)です。
症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象となります。

●対象となる精神疾患

- (1) 病状性を含む器質性精神障害 (F0)
- (2) 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)
- (3) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 (F2)
- (4) 気分障害 (F3)
- (5) てんかん (G40)
- (6) 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)
- (7) 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)
- (8) 成人の人格及び行動の障害 (F6)
- (9) 精神遅滞 (F7)
- (10) 心理的発達障害 (F8)
- (11) 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F9)

更生医療

概要

更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者(身体障害者手帳所持证者)であって、障害を軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、その障害の軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

●対象となる障害と標準的な治療の例

- (1) 視覚障害…白内障-水晶体摘出手術、網膜剥離-網膜剥離手術
瞳孔閉鎖-虹彩切除術、角膜炎-角膜移植術
- (2) 聴覚障害…鼓膜穿孔-穿孔閉鎖術、外耳道狭窄-形成術
- (3) 言語障害…外傷性又は手術後に生じる発音構語障害-形成術
舌顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者-歯科矯正
- (4) 肢体不自由…関節拘縮、関節硬直-形成術、人工関節置換術
肩椎・骨盤-固定術・形成術
- (5) 心臓障害…先天性疾患-心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患-ペースメーカー-埋込み術、弁置換術
- (6) 腎臓障害…腎機能障害-人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法含む)
- (7) 小腸障害…小腸機能障害-中心静脈栄養法
- (8) 免疫障害…HIVによる免疫機能障害-抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療

育成医療

概要

育成医療は、身体に障害のある滋養泉在の児童又はそのまま放置すると将来障害を致すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

●対象となる障害と標準的な治療の例

- (1) 視覚障害…白内障、先天性緑内障、斜視-手術等
- (2) 聴覚障害…先天性耳奇形-形成術、高度難聴-人工内耳埋込術
- (3) 言語障害…口蓋裂等-形成術
唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者-歯科矯正
- (4) 肢体不自由…先天性股関節脱臼、腎椎側彎症、くる病(骨軟化症)等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など
- (5) 心臓障害…先天性疾患-弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患-ペースメーカー-埋込み手術
- (6) 腎臓障害…腎機能障害-人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法含む)
- (7) 小腸障害…小腸機能障害-中心静脈栄養法
- (8) その他内臓障害
呼吸機能障害、膀胱機能障害、直腸機能障害、先天性消化器機能障害、先天性腎・泌尿器障害、その他の先天性内臓障害-外科的手術等の実施
- (9) 免疫機能障害…HIVによる免疫機能障害-抗HIV療法、免疫調節療法等

Copyright(C) 2015.M.Utsunomiya. All Rights Reserved

サービス残業費の請求

- 法律家の仕事です。
- 労働基準監督署など

○ 捻出型家計相談



家計の基本

- 支出を減らす
 - いらぬものを買っていないか
 - 確定申告で税金が適正課税に！
- 収入を増やす
 - 就職を目指す
 - もらえそうな手当はないか？

使えるものは何でも使おう！





たとえばAさん

- 本人：無職
- 父：年金収入、パート収入
- 母：年金収入

- 精神疾患があり、仕事を退職



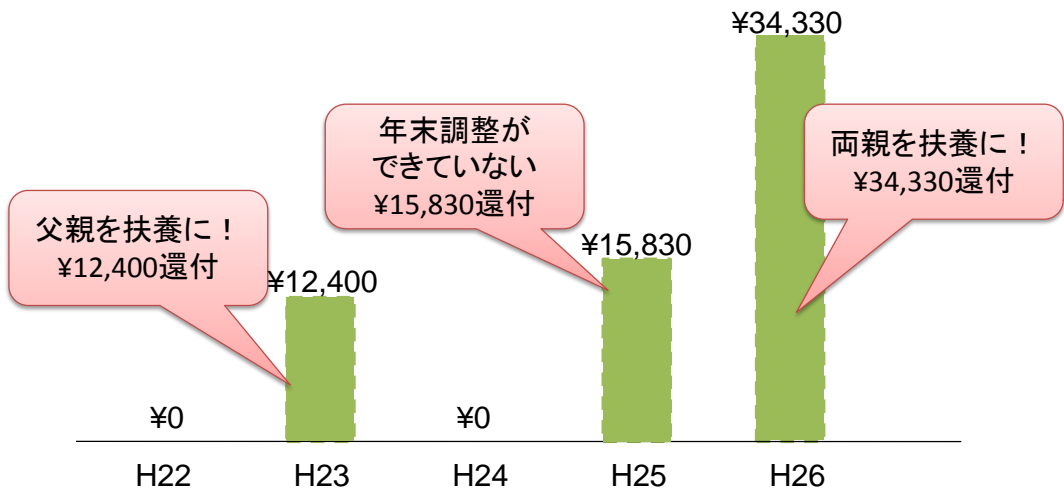
たとえばAさん

- 税金の支払いが苦しいと納税推進課に相談
- 市民生活相談課で状況聞き取り

家計相談支援事業を活用

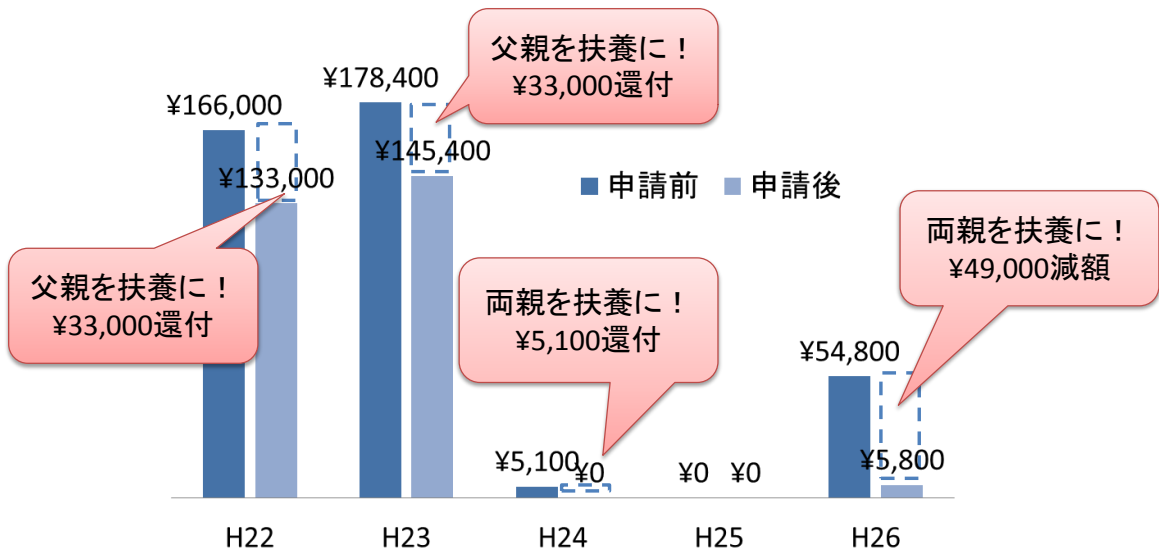


市役所と一体的にする家計相談 所得税編 確定申告をすると・・・



¥62,560還付！

市役所と一体的にする家計相談 市県民税編 確定申告をすると・・・



¥71,100還付！

¥49,000減額！

国保：所得の少ない方への国保料（税）の軽減措置

- 所得に応じて軽減措置（7・5・2割軽減）
- 無収入等の場合でも、必ず確定申告書または市・県民税申告書を提出することが大事
- **何も出さないと、軽減対象の所得範囲であってても軽減が受けられない**

【軽減判定の基準】

7割軽減 → 世帯全体の総所得の合計が33万円以下であること。

5割軽減 → 33万円＋{被保険者の数＋特定同一世帯被保険者}×26万円以下であること。

2割軽減 → 33万円＋{被保険者の数＋特定同一世帯被保険者}×47万円以下であること。

※いずれも軽減されるのは、応益割(均等割および平等割)の部分です。

※世帯主が国保に加入していなくてもその所得は判定の対象となります。

※所得はいずれも前年中の所得です。

※所得の確定申告もしくは市県民税の申告をしていることが必要です。(世帯主及び加入者の中に未申告者がいれば軽減されません。)



国保：非自発的失業者の方への軽減制度

会社都合により離職（倒産、解雇等の事業主都合による離職）を余儀なくされた人（非自発的失業者）について、届出により国民健康保険税が軽減されます。

○対象者

平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の人で、ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」を持ち、その離職理由欄に指定の数字が（表参照）記載されている人。

○軽減割合

対象者の給与所得を本来の金額の100分の30とみなして計算します。

	離職理由コード					
	11	12	21	22	31	32
特定受給資格者						
特定理由離職者	23	33	34			

○軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで。



国民年金 減免・免除制度

- 所得が少ないなど、保険料を納める事が困難な場合
本人の申請手続きにより保険料納付を免除
- 保険料の納付 ⇒ 「全額・一部納付（免除）」
- 退職（失業）による特例免除制度
 - ①保険料を一部納付したのと同じ！
 - ②万が一の際にも確かな保障！
 - ③本人所得を除外して審査！
- 申請する年度又は前年度において退職（失業）の事実がある場合（本人・配偶者・世帯主）が対象
 - ◎未納があれば障害年金が受け取れない！？



いろいろ見直すと・・・

毎月の支出

- 国民健康保険
⇒ 2割軽減
- 国民年金
⇒ 全額減免
- 税金
⇒ 減額

	見直し前	見直し後
国民健康 保険税（料）	25,920	21,600
国民年金	15,250	0
市県民税	4,600 (年54,800)	500 (年5,800)
合計	45,770	22,100

**使える制度は
使いましょう！**

¥23,670減額！



脱線 非課税になると？（各種条件有）

- 自立支援医療の限度額の引き下げ
- 定期健診等の割引
- 介護保険サービスの利用者負担の上限額引き下げ
- 医療費上限限度額の引き下げ

などなど

35

まとめ

- 正しい情報を集めましょう
- 正しい申告をしましょう
- 該当しそうな課にとりあえず聞いてみましょう

おわり

野洲市役所 市民部

市民生活相談課

消費生活相談

しごと・くらし相談コーナー

やすワーク



でんわ 077-587-6063

FAX 077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp